

▶ 公的補助金（給付金）・公的貸付制度について

● 【就学支援金】…国の補助金制度

平成 22 年度より始まったこの制度により、世帯年収が概ね 910 万円未満（課税所得が基準）のご家庭には 2 つの区分（補助金額）による補助金が支給されます。

※1 年生は 4 月初旬（4 月～6 月分）の申請で個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出すると、毎年 6 月中旬（7 月～翌年の 6 月分）の手続きが不要になります。

※4 月～9 月までの 6 ヶ月分を 10 月末頃に授業料振替口座に振込み、10 月～翌年の 6 月までの 9 ヶ月分を 10 月分授業料より毎月差引減額いたします。

● 【学費補助金】…県の補助金制度

生徒と保護者が共に県内在住で、世帯年収が概ね 750 万円未満（課税所得が基準）のご家庭には、3 つの区分（補助金額）による補助金が支給され、上記の「就学支援金」と併せ、受給できる制度となっております。

※4 月～翌年の 3 月までの 1 年分を 10 月末頃に授業料振替口座に振込みいたします。

区分	「世帯の年収目安」	授業料補助計	就学支援金	学費補助金	
				授業料分	入学金分
1	生活保護世帯	408,000 円	396,000 円	12,000 円	200,000 円
2	約 270 万円未満（非課税）世帯				
3	約 590 万円未満世帯				
4	約 700 万円未満世帯	193,200 円	118,800 円	289,200 円	100,000 円
5	約 750 万円未満世帯			74,400 円	
6	約 910 万円未満世帯	118,800 円		対象外	
7	約 910 万円以上世帯	対象外			

● 【奨学給付金】…県の補助金制度

平成 26 年度から始まったこの制度により、保護者が県内在住で、世帯年収が概ね 270 万円未満（市県民税非課税）のご家庭には、授業料以外の教育費を支援するための補助金が支給されます。

※12 月下旬に神奈川県から直接振込まれます。

138,000 円（15 歳以上 23 歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯） ～ 103,500 円（いない世帯）

● 【神奈川県奨学金】…県の貸付制度（無利息）

生徒が県内在住で、世帯収入が概ね 800 万円未満のご家庭に、無利息で貸付けを行なう制度です。

※初回の奨学金（12 万円）の振込時期を入学前（3 月下旬）に前倒すことができる「予約採用」がございます。

申込書を中学校から受け取り、中学 3 年生在学中の 11 月初旬～翌年 1 月上旬までに神奈川県に直接郵送してください。

※入学後のお申込みでは、初回の奨学金の振込時期が 7 月下旬となります。

貸付月額額は 40,000 円～10,000 円の選択制です。

☆上記はいずれも現行・令和 2 年度のものです。 ※詳しくは本校事務所までお問い合わせください。